

第 10 回福島県女子フットサルリーグ

実施要項

1. 名称

第 10 回福島県女子フットサルリーグ

2. 主催

一般財団法人福島県サッカー協会

3. 後援

福島民友新聞社

4. 主管

福島県フットサル連盟

5. 協賛

なし

6. 協力

一般財団法人福島県サッカー協会フットサル委員会

7. 日程

【開催日】 別紙マッチスケジュール参照

【会 場】 福島県内各施設

8. 参加資格

(1) 一般財団法人福島県サッカー協会（以下、「福島 FA」とする。）を通じて、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」とする。）へ、下記の登録を行ったチームであること。

① フットサルチームの場合

- a) 「フットサル 1 種」、「フットサル 2 種」または「フットサル 3 種」の種別で登録した単独チームであること。
- b) 前項のチームに所属する 2008 年 4 月 1 日以前に生まれた女子選手であること。
- c) 一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「JFF」とする。）および福島県フットサル連盟の加盟手続きが完了していること。
- d) サッカー登録選手で次の条件を満たす選手を追加登録手続き無しに参加させることができる。
 - ・ 「2 種」「3 種」または「女子」の種別で登録した選手であること。
 - ・ 2002 年 4 月 2 日以降、2008 年 4 月 1 日以前に生まれた女子選手であること。
 - ・ 福島県フットサル連盟選手登録費 1 名 2,000 円納付済みであること。

② サッカーチームの場合

- a) 「2 種」「3 種」または「女子」の種別で登録した単独チームであること。
- b) 前項のチームに所属する 2002 年 4 月 2 日以降、2008 年 4 月 1 日以前に生まれた女子選手であること。
- c) 福島県フットサル連盟のチーム加盟費並びに選手登録費を納めていること。
 - 1、福島県フットサルチーム加盟費 10,000 円（1 チーム）
 - 2、福島県フットサル選手登録費 2,000 円（1 名）

(2) チーム構成は、選手8名以上で構成され、役員は2名以上6名以内とし、成人者が必ず含まれていなければならない。

(3) 選手および役員は、複数のチームで参加できない。

9. 参加チームとその数

対戦表の通り。

10. 大会形式

3チームによる総当たり1回戦のリーグ戦を行う。

リーグ戦での順位は、勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち3、引き分け1、負け0とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

(1) 当該チーム内の対戦成績

(2) 当該チーム内の得失点差

(3) 当該チーム内の総得点数

(4) グループ内の総得失点差

(5) グループ内の総得点数

(6) 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム

i) 警告1回 1ポイント

ii) 警告2回による退場1回 3ポイント

iii) 退場1回 3ポイント

iv) 警告1回に続く退場1回 4ポイント

(7) 抽選

11. 競技規則

当該年度のJFAフットサル競技規則による。

12. 競技会規定

以下の項目については、本リーグの規定を定める。

(1) ピッチ

原則として、40m×20m

(2) ボール

フットサル4号ボール

(3) 競技者の数

① 競技者の数：5名

② 交代要員の数：9名以内

③ ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) 役員の数

登録された6名の中からベンチに入れる人数は4名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム：

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すると。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

- (ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の選手番号のついたものを着用すること。
 - (エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。 ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
 - (オ) 選手番号については、1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。 また、フィールドプレーヤーは 1 番をつけることができない。 必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。
 - (カ) ユニフォームへの広告表示については、JFA の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。
 - (キ) その他のユニフォームに関する事項については、JFA のユニフォーム規程に則る。
 - ② 靴：底が平なもので接地面が紺色、白色もしくは無色透明の屋内用シューズのみ使用可能とする。
 - ③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し着用しなければならない。
- (6) 試合時間
40 分間（前後半各 20 分）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 10 分間とする。

13. 懲罰

- (1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または本大会の終了時に警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) その他、懲罰に関する事項については、JFA の「懲罰規程」に則り、福島 FA 規律フェアプレー委員会が決定する。

14. 選手証

チームの登録選手は、JFA が発行する選手証（写真が登録されたもの）を持参すること。なお、登録証等の確認できない場合は試合に出場できない。

選手証とは、JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、また、スマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示めす。

15. 表彰

優勝、準優勝に表彰状を授与する。

16. 組合せ

組合せは福島県フットサル連盟にて行う。

17. マッチコーディネーションミーティング (MCM)

新型コロナウイルス感染症の観点から行わない。

18. その他

- (1) チームで会場の設営や撤収を行うこと。
- (2) アリーナに入る方（チーム役員・選手等）は、必ず体育館用シューズを着用すること。なお、靴底は平らなもので設置面が紺色、白色もしくは無職透明のもののみとする。

- (3) 怪我等の対応はチームで対処する事。なお、チームは傷害保険に加入することが望ましい。
- (4) アリーナでの飲み物は水のみ。紛らわしいボトルは避けること。
- (5) アイシング用氷はチームで準備すること。
- (6) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により試合開始不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上の得点差であれば、そのスコアで負けとする。また、それ以降の処置については本リーグの規律委員会で決定する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策については別途定めるガイドライン・チェックリストに則り対応すること。

19. 問合せ

下記事務局まで

【事務局】

福島県フットサル連盟

〒963-0204 郡山市土瓜 1-230 一般財団法人福島県サッカー協会内

TEL 024-953-5626 Fax 024-953-5627

担当 理事長 池田 義人 090-6681-8227 メール yosihito@ikeda-i.co.jp